

令和5年漁業権一斉切替 千葉海区漁場計画の素案の概要

1 漁業権に関する事項

R4. 8. 19現在

(1) 共同漁業権

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第1号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	市川市塩浜地先	市川市	なし	市川市
	もがい		1/1～12/31					
			かき	1/1～12/31				
			はまぐり	1/1～12/31				
			あさり	1/1～12/31				
			ばかがい	1/1～12/31				
			しおふき	1/1～12/31				
			ほんびのすがい	1/1～12/31				
			餌むし	1/1～12/31				
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31				
共第2号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市牛込及び 金田東(旧牛込の 区域に限る。)地 先	木更津市牛込及び金田東(旧 牛込の区域に限る。)	すだて漁業の漁具設置につい ては、事前に千葉海区漁業調 整委員会に協議しなければな らない。	新木更津市 (旧牛込)
	もがい		1/1～12/31					
			かき	1/1～12/31				
			はまぐり	1/1～12/31				
			あさり	1/1～12/31				
			ばかがい	1/1～12/31				
			しおふき	1/1～12/31				
			おおのがい	1/1～12/31				
			餌むし	1/1～12/31				
	第2種共同漁業		雑魚すだて	3/1～翌8/31				
共第3号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市中島金田 東(旧中島の区 域に限る。)から畔 戸に至る地先	木更津市金田東(旧中島の区 域に限る。)、中島、瓜倉、 畔戸及び中野		金田
	もがい		1/1～12/31					
			かき	1/1～12/31				
			はまぐり	1/1～12/31				
			あさり	1/1～12/31				
			ばかがい	1/1～12/31				
			しおふき	1/1～12/31				
			おおのがい	1/1～12/31				
			餌むし	1/1～12/31				
	第2種共同漁業		雑魚すだて	3/1～翌11/30				
共第4号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市久津間及 び江川地先	木更津市久津間、江川及び岩根		新木更津市 (旧久津間、旧江川)
	もがい		1/1～12/31					
			はまぐり	1/1～12/31				
			あさり	1/1～12/31				
			ばかがい	1/1～12/31				
			しおふき	1/1～12/31				
			おおのがい	1/1～12/31				
			餌むし	1/1～12/31				
	第2種共同漁業		雑魚すだて	3/1～翌8/31				
共第5号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市中里地先	木更津市中里		新木更津市 (旧木更津市中里)
	もがい		1/1～12/31					
			はまぐり	1/1～12/31				
			あさり	1/1～12/31				
			ばかがい	1/1～12/31				
			しおふき	1/1～12/31				
			おおのがい	1/1～12/31				
			餌むし	1/1～12/31				
	第2種共同漁業		雑魚すだて	3/1～翌8/31				

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第6号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	おごのり もがい かき はまぐり あさり ばかがい おおのがい しおふき 餌むし 雑魚すだて	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 3/1～翌8/31	木更津市吾妻から 新港に至る地先	木更津市吾妻、木更津及び貝淵	すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	新木更津市 (旧木更津)
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31	木更津市地先	木更津市	なし	新木更津市 金田
共第8号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	おごのり たいらぎ かき はまぐり あさり みるくい なみがい ばかがい しおふき おおのがい なまこ 餌むし 雑魚すだて 雑魚固定式刺し網	1/1～12/31 11/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 3/1～翌8/31 1/1～12/31	富津市富津地先	富津市大堀、青木、西川、新井 及び富津	すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	富津
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31	富津市富津地先	富津市大堀、青木、西川、新井 及び富津		新富津
共第9号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	おごのり たいらぎ かき はまぐり あさり みるくい ばかがい しおふき おおのがい 餌むし 雑魚すだて	1/1～12/31 11/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 3/1～翌8/31	富津市富津地先	富津市大堀、青木、西川、新井 及び富津		新富津
	第2種共同漁業		ひらめ固定式刺し網 きす固定式刺し網 こち固定式刺し網 かに固定式刺し網 あじ地びき網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31				
共第10号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	にし あさり ばかがい みるくい たこ 餌むし あじ地びき網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市川名及び篠 部地先	富津市川名及び篠部	なし	新富津 (旧富津市下洲)
	第3種共同漁業			1/1～12/31				

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第11号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	かじめ てんぐさ つのまた つめたがい ばい にし あさり ばかがい みるくい あかがい たこ なまこ 餌むし	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市千種新田か ら笹毛に至る地先	富津市千種新田、岩瀬、小久 保、八幡、亀田及び笹毛	なし	大佐和
	<del>第2種共同漁業</del>		<del>すずき小型定置</del>	<del>1/1～12/31</del>				
共第12号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	かじめ わかめ ひじき てんぐさ つのまた あわび とこぶし さざえ ばていら ばい にし はまぐり あさり ばかがい あかがい たこ いせえび うに なまこ 餌むし	1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市湊から金谷 に至る地先	富津市湊、竹岡、萩生及び金谷	なし	天羽
	<del>第2種共同漁業</del>							
共第13号	第2種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	いか固定式刺し網 くるまえび固定式刺し網 かに固定式刺し網 いなだ固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市川名から金 谷に至る地先	富津市川名、篠部、千種新田、 岩瀬、小久保、亀田、八幡、笹 毛、湊、竹岡、萩生及び金谷	なし	新富津 (旧富津市下洲) 大佐和 天羽
共第14号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	はばのり わかめ いわのり てんぐさ かじめ ひじき つのまた あわび とこぶし さざえ たこ いせえび うに なまこ 餌むし	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 4/1～10/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	安房郡鋸南町元名 から大六に至る地 先	安房郡鋸南町元名、保田、大帷 子、吉浜及び大六	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	鋸南町保田
	第2種共同漁業		いか小型定置	1/1～12/31				
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)																									
共第15号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	はばのり	9/1～翌5/31	安房郡鋸南町竜島 から岩井袋に至る 地先	安房郡鋸南町竜島、勝山、下佐 久間及び岩井袋	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	鋸南町勝山																									
	わかめ		9/1～翌5/31	いわのり					9/1～翌5/31	てんぐさ	4/1～10/31	かじめ	1/1～12/31	ひじき	1/1～12/31	つのみた	1/1～12/31	とさかのり	1/1～12/31	あわび	4/1～9/15	とこぶし	4/1～8/15	さざえ	7/1～翌5/31	ばい	1/1～12/31	ばていら	1/1～12/31	たこ	1/1～12/31	いせえび	8/1～翌5/31
共第16号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	南房総市久枝から 小浦に至る地先	南房総市久枝、市部、竹内、高 崎、小浦、宮谷、合戸、検儀 谷、二部、荒川、犬掛、井野、 川上、平塚、平久里下、平久里 中、山田及び吉沢	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	岩井富浦 (旧岩井)																									
	はばのり		9/1～翌5/31	わかめ					9/1～翌5/31	てんぐさ	4/1～10/31	かじめ	1/1～12/31	ひじき	1/1～12/31	つのみた	1/1～12/31	あわび	4/1～9/15	とこぶし	4/1～8/15	さざえ	7/1～翌5/31	ばい	1/1～12/31	ばていら	1/1～12/31	ばかがい	1/1～12/31	たこ	1/1～12/31	いせえび	8/1～翌5/31
共第17号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ地びき網	1/1～12/31	安房郡鋸南町から 南房総市小浦に至 る地先	安房郡鋸南町並びに南房総市久 枝、市部、竹内、高崎、小浦、 宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒 川、犬掛、井野、川上、平塚、 平久里下、平久里中、山田及び 吉沢	なし	鋸南町保田 鋸南町勝山 岩井富浦																									
	第2種共同漁業		くまえび固定式刺し網	1/1～12/31					かに固定式刺し網	1/1～12/31	かます固定式刺し網	1/1～12/31	いなだ固定式刺し網	1/1～12/31	ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31																	

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第18号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	はばのり	9/1～翌5/31	南房総市富浦町地 先	南房総市富浦町	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	岩井富浦 (旧富浦)
	わかめ		9/1～翌5/31					
	かじめ		1/1～12/31					
	第2種共同漁業		ひじき	1/1～12/31				
	第3種共同漁業		つのまた	1/1～12/31				
			とさかのり	1/1～12/31				
			てんぐさ	4/1～10/31				
			あわび	4/1～9/15				
			とこぶし	4/1～8/15				
			さざえ	7/1～翌5/31				
			ばていら	1/1～12/31				
			はまぐり	1/1～12/31				
			あさり	1/1～12/31				
			ばかがい	1/1～12/31				
			ばい	1/1～12/31				
			たこ	1/1～12/31				
			いせえび	8/1～翌5/31				
			うに	1/1～12/31				
			なまこ	1/1～12/31				
			餌むし	1/1～12/31				
			<del>あじ小型定置</del>	<del>1/1～12/31</del>				
			<del>あじ地びき網</del>	<del>1/1～12/31</del>				
共第19号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	わかめ	9/1～翌5/31	館山市船形から大 賀に至る地先	館山市船形、川名、那古、正 木、湊、北条、新宿、長須賀、 館山、沼、宮城、笠名及び大賀	①船形漁港内泊地においては船舶の航行を妨げてはならない。 ②身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	館山 (旧館山船形)
	かじめ		1/1～12/31					
	ひじき		1/1～12/31					
	第2種共同漁業		つのまた	1/1～12/31				
	第3種共同漁業		てんぐさ	4/1～10/31				
			はばのり	9/1～翌5/31				
			あわび	4/1～9/15				
			とこぶし	4/1～8/15				
			さざえ	7/1～翌5/31				
			ばていら	1/1～12/31				
			ばい	1/1～12/31				
			はまぐり	1/1～12/31				
			あさり	1/1～12/31				
			ばかがい	1/1～12/31				
			たこ	1/1～12/31				
			いせえび	8/1～翌5/31				
			うに	1/1～12/31				
			なまこ	1/1～12/31				
			餌むし	1/1～12/31				
			<del>あじ小型定置</del>	<del>1/1～12/31</del>				
			<del>あじ地びき網</del>	<del>1/1～12/31</del>				
共第20号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	くるまえび固定式刺し網	1/1～12/31	南房総市富浦町か ら館山市大賀に至 る地先	館山市船形、川名、那古、正 木、湊、北条、新宿、長須賀、 館山、沼、宮城、笠名及び大賀 並びに南房総市富浦町	船形漁港内泊地においては船舶の航行を妨げてはならない。	岩井富浦 館山 (旧館山船形)
			かに固定式刺し網	1/1～12/31				
			かます固定式刺し網	1/1～12/31				
			いなだ固定式刺し網	1/1～12/31				
			たい固定式刺し網	1/1～12/31				
			ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31				

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第21号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	はばのり わかめ いわのり かじめ ひじき おにくさ つのもた てんぐさ とさかのり あわび とこぶし さざえ ばい ばていら たこ いせえび うに 餌むし	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～10/31 2/1～10/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	館山市香から坂井 に至る地先	館山市香、塩見、浜田、見物、 波左間、坂田、洲崎、西川名及 び伊戸	なし	西岬 波左間
共第22号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31	館山市香から坂田 に至る地先	館山市香、塩見、浜田、見物、 波左間及び坂田	なし	西岬 波左間
共第23号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市香沖合(沖 の島沖合)	館山市香、塩見、浜田及び見物	なし	西岬
共第24号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市香から見物 に至る地先	館山市香、塩見、浜田及び見物	漁具の設置統数は5箇統以内 とする。	西岬
共第25号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市浜田沖合	館山市香、塩見、浜田、見物、 坂田、洲崎、西川名及び伊戸	なし	西岬
共第26号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市見物地先	館山市香、塩見、浜田及び見物	なし	西岬
共第27号	第2種共同漁業	H25. 9. 1から R 5. 8. 31まで	<del>あじ小型定置</del>	<del>1/1～12/31</del>	<del>館山市波左間地先</del>	<del>館山市波左間</del>	<del>なし</del>	<del>波左間</del>
共第28号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市坂田地先	館山市坂田	なし	西岬
共第29号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市洲崎地先	館山市香、塩見、浜田、見物、 坂田、洲崎、西川名及び伊戸	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	西岬
共第30号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市西川名から 坂井に至る地先	館山市香、塩見、浜田、見物、 坂田、洲崎、西川名及び伊戸	①漁具の設置統数は2箇統以 内とする。 ②身網の設置される場所の最 深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁 業の漁具設置については、事 前に千葉海区漁業調整委員会 に協議しなければならない。	西岬

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第31号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	はばのり	9/1～翌5/31	館山市布沼から布良に至る地先	館山市相浜及び布良	①富崎漁港の航路及び泊地においては船舶の航行を妨げてはならない。 ②身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	館山 (旧館山市相浜、旧館山市布良)
	わかめ		9/1～翌5/31					
			いわのり	9/1～翌5/31				
			かじめ	1/1～12/31				
			ひじき	1/1～12/31				
			おにくさ	1/1～12/31				
			とりあし	1/1～12/31				
			つのまた	1/1～12/31				
			てんぐさ	4/1～10/31				
			とさかのり	2/1～10/31				
			あわび	4/1～9/15				
			とこぶし	4/1～8/15				
			さざえ	7/1～翌5/31				
			ばい	1/1～12/31				
			ばていら	1/1～12/31				
			かき	1/1～12/31				
			はまぐり	1/1～12/31				
			あさり	1/1～12/31				
			ばかがい	1/1～12/31				
			うに	1/1～12/31				
			餌むし	1/1～12/31				
	第2種共同漁業		すずき小型定置	1/1～12/31				
			あじ小型定置	1/1～12/31				
共第32号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	いせえび	8/1～翌5/31	館山市布沼から布良に至る地先	館山市相浜及び布良	富崎漁港の航路及び泊地においては船舶の航行を妨げてはならない。	館山 (旧館山市相浜、旧館山市布良)
共第33号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	はばのり	9/1～翌5/31	南房総市白浜町根本地先	館山市相浜及び布良並びに南房総市白浜町	なし	館山 (旧館山市相浜、旧館山市布良) 東安房 (旧白浜町)
			わかめ	9/1～翌5/31				
			いわのり	9/1～翌5/31				
			かじめ	1/1～12/31				
			ひじき	1/1～12/31				
			おにくさ	1/1～12/31				
			とりあし	1/1～12/31				
			どらくさ	1/1～12/31				
			つのまた	1/1～12/31				
			てんぐさ	4/1～10/31				
			とさかのり	2/1～10/31				
			あわび	4/1～9/15				
			とこぶし	4/1～8/15				
			さざえ	7/1～翌5/31				
			かき	1/1～12/31				
			ばていら	1/1～12/31				
			いせえび	8/1～翌5/31				
			うに	1/1～12/31				
			餌むし	1/1～12/31				
共第34号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	いせえび	8/1～翌5/31	館山市相浜から南房総市白浜町滝口に至る沖合	館山市相浜及び布良並びに南房総市白浜町	なし	館山 (旧館山市相浜、旧館山市布良) 東安房 (旧白浜町)

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)																																			
共第35号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	はばのり	9/1～翌5/31	南房総市白浜町地 先	南房総市白浜町	①乙浜漁港の航路及び泊地に おいては船舶の航行を妨げて はならない。 ②身網の設置される場所の最 深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁 業の漁具設置については、事 前に千葉海区漁業調整委員会 に協議しなければならない。	東安房 (旧白浜町)																																			
	わかめ		9/1～翌5/31	いわたりのり					9/1～翌5/31	かじめ	1/1～12/31	ひじき	1/1～12/31	おにくさ	1/1～12/31	とりあし	1/1～12/31	どらくさ	1/1～12/31	つのまた	1/1～12/31	てんぐさ	4/1～10/31	とさかのり	2/1～9/15	あわび	4/1～9/15	とこぶし	4/1～8/15	さざえ	7/1～翌5/31	ばていら	1/1～12/31	はまぐり	1/1～12/31	あさり	1/1～12/31	うに	1/1～12/31	なまこ	1/1～12/31	餌むし	1/1～12/31
	第2種共同漁業		<del>あじ小型定置</del>	<del>1/1～12/31</del>																																							
共第36号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	いせえび	8/1～翌5/31	南房総市白浜町地 先	南房総市白浜町	乙浜漁港の航路及び泊地にお いては船舶の航行を妨げては ならない。	東安房 (旧白浜町)																																			
共第37号	第2種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	いなだ固定式刺し網	1/1～12/31	館山市洲崎から南 房総市白浜町に至 る地先	館山市洲崎、西川名、伊戸、相 浜及び布良並びに南房総市白浜 町	富崎漁港の航路及び泊地にお いては船舶の航行を妨げては ならない。	西岬 館山 (旧館山市相浜、旧館山 市布良) 東安房 (旧白浜町)																																			
		すずき固定式刺し網	1/1～12/31																																								
		いさき固定式刺し網	1/1～12/31																																								
		ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31																																								
共第38号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	はばのり	9/1～翌5/31	南房総市千倉町か ら白子に至る地先	南房総市千倉町及び白子	①千倉漁港の泊地においては 船舶の航行を妨げてはならな い。 ②身網の設置される場所の最 深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁 業の漁具設置については、事 前に千葉海区漁業調整委員会 に協議しなければならない。 ③②固定式さし網漁業は、定 置漁具から1,000メートル以 上離れて操業しなければならない。	東安房 (旧房州ちくら)																																			
	わかめ		9/1～翌5/31	いわたりのり					9/1～翌5/31	かじめ	1/1～12/31	ひじき	1/1～12/31	おにくさ	1/1～12/31	とりあし	1/1～12/31	どらくさ	1/1～12/31	つのまた	1/1～12/31	てんぐさ	4/1～10/31	あわび	4/1～9/15	とこぶし	4/1～8/15	さざえ	7/1～翌5/31	ばていら	1/1～12/31	はまぐり	1/1～12/31	かき	1/1～12/31	いせえび	8/1～翌5/31	うに	1/1～12/31	なまこ	1/1～12/31	餌むし	1/1～12/31
				<del>あじ小型定置</del>					<del>1/1～12/31</del>																																		
			第2種共同漁業						ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31																																	
			第3種共同漁業						いなだ固定式刺し網	1/1～12/31	<del>あじ地びき網</del>	<del>1/1～12/31</del>																															

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第39号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	はばのり わかめ いわのり かじめ ひじき おにくさ とりあし どらくさ つのまた てんぐさ あわび とこぶし さざえ ばい ばていら はまぐり かき いせえび なまこ <b>餌むし</b>	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	南房総市和田町地 先	南房総市和田町	①和田漁港の航路及び泊地においては船舶の航行を妨げてはならない。 ②身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	東安房 (旧和田町)
	第2種共同漁業		あじ小型定置	1/1～12/31				
共第40号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	はばのり わかめ いわのり かじめ ひじき おにくさ とりあし どらくさ つのまた ほんだわら てんぐさ あわび とこぶし さざえ ばていら かき いせえび なまこ <b>餌むし</b>	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	鴨川市江見外堀か ら太海に至る地先	鴨川市江見外堀、西江見、東江見、江見西真門、江見東真門、江見内遠野、江見青木、江見吉浦、江見太夫崎、天面、太海浜及び太海	なし	鴨川市 (旧江見)
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				
共第41号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	はばのり わかめ いわのり かじめ ひじき おにくさ とりあし どらくさ つのまた てんぐさ あわび とこぶし さざえ かき ばていら いせえび なまこ <b>餌むし</b>	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	鴨川市貝渚から東 町に至る地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町	鴨川漁港の泊地においては船舶の航行を妨げてはならない。	鴨川市
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第42号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	だんべいきさご はまぐり	1/1～12/31 1/1～12/31	鴨川市磯村から東 町に至る地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横 渚、広場及び東町	鴨川漁港の泊地においては船 舶の航行を妨げてはなら ない。	鴨川市
共第43号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	だんべいきさご はまぐり	1/1～12/31 1/1～12/31	鴨川市東町地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横 渚、広場、東町、浜荻及び天津	なし	鴨川市 東安房 (旧天津小湊)
共第44号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	あおのり はばのり わかめ いわのり かじめ ひじき おにくさ とりあし どらくさ つのまた ほんだわら てんぐさ あわび とこぶし さざえ ばていら いせえび なまこ うに <del>えむし</del>	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	鴨川市浜荻から内 浦に至る地先	鴨川市東町、浜荻、天津、内浦 及び小湊	天津漁港及び小湊漁港の泊地 においては船舶の航行を妨げ てはならない。	東安房 (旧天津小湊)
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				
共第45号	第2種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	かに固定式刺し網 いなだ固定式刺し網 すずき固定式刺し網 いさき固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	南房総市和田町か ら鴨川市に至る地 先	南房総市和田町及び鴨川市	和田漁港の航路及び泊地並び に鴨川漁港、天津漁港及び小 湊漁港の泊地においては船舶 の航行を妨げてはならない。	東安房 (旧和田町) 鴨川市 東安房 (旧天津小湊)
共第46号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	あおのり はばのり わかめ いわのり かじめ ひじき とりあし つのまた ほんだわら てんぐさ あわび とこぶし さざえ ばていら いせえび たこ なまこ うに <del>えむし</del>	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	勝浦市大沢から吉 尾に至る地先	勝浦市大沢、浜行川、興津、守 谷、鶴原及び吉尾	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	新勝浦市 (旧大沢～旧鶴原)
	第2種共同漁業		あじ小型定置	1/1～12/31				

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第47号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あおのり はばのり わかめ いわのり かじめ ひじき <del>とりあし</del> つのまた ほんだわら てんぐさ あわび とこぶし さざえ ばていら いせえび たこ なまこ うに <del>えむし</del>	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 <del>1/1～12/31</del> 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 <del>1/1～12/31</del>	勝浦市松部から部 原に至る地先	勝浦市松部、串浜、浜勝浦、勝 浦、墨名、出水、川津、沢倉、 新官及び部原	勝浦漁港内泊地においては船 舶の航行を妨げてはならな い。	新勝浦市 (旧勝浦西部～旧豊浜) 勝浦
共第48号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31	勝浦市地先	勝浦市	勝浦漁港内泊地においては船 舶の航行を妨げてはならな い。	新勝浦市 勝浦
共第49号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	わかめ いわのり かじめ ひじき <del>とりあし</del> つのまた てんぐさ あわび とこぶし ばていら さざえ いせえび <del>えむし</del>	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 <del>1/1～12/31</del> 1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～9/15 4/1～8/15 1/1～12/31 7/1～翌5/31 8/1～翌5/31 <del>1/1～12/31</del>	夷隅郡御宿町地先	夷隅郡御宿町	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	御宿岩和田
	第2種共同漁業		<del>すずき小型定置</del>	<del>1/1～12/31</del>				
	第3種共同漁業		<del>あじ地びき網</del>	<del>1/1～12/31</del>				
共第50号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	ひらめ固定式刺し網 こち固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31	夷隅郡御宿町地先	夷隅郡御宿町	なし	御宿岩和田
共第51号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	わかめ いわのり かじめ ひじき <del>とりあし</del> つのまた てんぐさ あわび とこぶし さざえ かき いせえび <del>えむし</del>	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 <del>1/1～12/31</del> 1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 <del>1/1～12/31</del>	いすみ市地先	いすみ市岩船、大原、深堀、日 在、小沢、新田、若山及び岬町	①大原漁港の泊地においては船 舶の航行を妨げてはならな い。 ②身網の設置される場所の最 深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁 業の漁具設置については、事 前に千葉海区漁業調整委員会 に協議しなければならない。	夷隅東部
	第2種共同漁業		<del>すずき小型定置</del>	<del>1/1～12/31</del>				
共第52号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31	いすみ市地先	いすみ市岩船、大原、深堀、日 在、小沢、新田、若山及び岬町	大原漁港の泊地においては船 舶の航行を妨げてはならな い。	夷隅東部

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第53号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いせえび だんべいきさご はまぐり こたまがい	8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	長生郡一宮町から 白子町に至る地先	長生郡一宮町、長生村及び白子町	なし	九十九里 (旧長生)
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				
共第54号 (共第55～ 58号と統 合)	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	だんべいきさご はまぐり こたまがい	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	大網白里市地先～ 山武郡横芝光町屋 形地先	大網白里市、山武郡九十九里 町、山武市本須賀、白幡、井 之内、松ヶ谷、小松及び木 戸、蓮沼平、蓮沼イ、蓮沼 ロ、蓮沼ハ、蓮沼ニ及び蓮沼 ホ、山武郡横芝光町屋形及び 北清水	片貝漁港の航路及び泊地にお いては船舶の航行を妨げては ならない。	九十九里 (旧白里)
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				
共第55号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	だんべいきさご はまぐり こたまがい	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	山武郡九十九里町 地先	山武郡九十九里町		九十九里 (旧九十九里町)
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				
共第56号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	だんべいきさご はまぐり こたまがい	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	山武市本須賀から 木戸に至る地先	山武市本須賀、白幡、井之内、 松ヶ谷、小松及び木戸		九十九里 (旧成東)
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				
共第57号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	だんべいきさご はまぐり こたまがい	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	山武市蓮沼平から 蓮沼ホに至る地先	山武市蓮沼平、蓮沼イ、蓮沼 ロ、蓮沼ハ、蓮沼ニ及び蓮沼ホ		九十九里 (旧蓮沼)
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				
共第58号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	だんべいきさご はまぐり こたまがい	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	山武郡横芝光町屋 形地先	山武郡横芝光町屋形及び北清水		九十九里 (旧横芝町)
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				
共第59号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	だんべいきさご はまぐり こたまがい かき うばがい	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	山武郡横芝光町木 戸から旭市下永井 に至る地先	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、 匝瑳市並びに旭市	なし	海匝
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31				
共第60号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かき いせえび	1/1～12/31 8/1～翌5/31	旭市地先	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、 匝瑳市並びに旭市	なし	海匝
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31				
共第61号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	わかめ いわのり かじめ ひじき おにくさ どらくさ ふのり つまた てんぐさ あわび さざえ かき たこ いせえび	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～9/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31	銚子市小浜町から 春日町に至る地先	銚子市名洗町、犬若、外川町、 長崎町、犬吠埼、君ヶ浜及び海 鹿島町並びに旭市飯岡、岩崎、 上永井、行内、権田沼 新田、 三川、下永井、萩園、塙、平 松、貉野、八木及び横根	なし	海匝 銚子市

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
共第62号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	わかめ いわのり かじめ ひじき おにくさ どらくさ ふのり つのまた てんぐさ あわび さざえ かき うばがい たこ いせえび	9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～9/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31	銚子市西小川町か ら川口町に至る地 先	銚子市	銚子漁港の泊地においては船 舶の航行を妨げてはなら ない。	銚子市
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31				
短共第1号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R 6. 8. 31まで</u>	おごのり もがい はまぐり あさり ばかがい しおふき ほんびのすがい 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	市川市塩浜地先	市川市	なし	市川市
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31				
短共第2号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R 6. 8. 31まで</u>	おごのり もがい かき はまぐり あさり ばかがい しおふき ほんびのすがい 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	船橋市地先	船橋市	なし	船橋市
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31				
短共第3号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R 6. 8. 31まで</u>	おごのり もがい かき はまぐり あさり ばかがい しおふき ほんびのすがい 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	船橋市地先	船橋市	なし	船橋市
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31				

※下線：今回変更する箇所、斜線：今回削除する箇所

(2) 区画漁業権

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁場の位置	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
区第1号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	市川市塩浜地先	市川市押切、湊、末広、行徳駅前、入船、新浜、湊新田、香取、福栄、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻及び南行徳	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	<del>毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。</del>	市川市 (旧南行徳)
区第2号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	市川市塩浜地先	市川市大和田、東大和田、稲荷木、田尻、高谷、原木、二俣、河原、下新宿、妙典、下妙典、上妙典、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、宝、幸、加藤新田及びび日之出	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30		市川市 (旧市川市行徳)
区第3号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市牛込及び金田東(旧牛込の区域に限る。)地先	木更津市牛込及び金田東(旧牛込の区域に限る。)	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		新木更津市 (旧牛込)
区第4号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市金田東(旧中島の区域に限る。)から畔戸に至る地先	木更津市金田東(旧中島の区域に限る。)、中島、瓜倉及び畔戸	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		金田
区第5号 (区第6～9号と統合)	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市久津間地先から新港に至る地先	木更津市久津間、江川、岩根、西岩根、中里、吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝淵	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		新木更津市 (旧久津間)
区第6号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市江川地先	木更津市江川、岩根及び西岩根	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		新木更津市 (旧江川)
区第7号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市中里地先	木更津市中里	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		新木更津市 (旧木更津市中里)
区第8号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市吾妻から新港に至る地先	木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝淵	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		新木更津市 (旧木更津)
区第9号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市久津間から新港に至る地先	木更津市久津間、江川、岩根、西岩根、中里、吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝淵	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		新木更津市 (旧久津間、旧江川、旧木更津市中里、旧木更津)
区第10号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	富津市富津地先	富津市大堀、青木、西川、新井及び富津	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		富津
区第11号 (区第12号と統合)	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	富津市富津、川名及び篠部地先	富津市大堀、青木、西川、新井、富津、川名及び篠部	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		新富津
区第12号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	富津市川名及び篠部地先	富津市川名及び篠部	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		新富津 (旧富津市下洲)
区第13号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	富津市千種新田から笹毛に至る地先	富津市千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡及び笹毛	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		大佐和
区第14号	第1種区画漁業	H25. 9. 1から R 5. 8. 31まで	富津市湊から金谷に至る地先	富津市湊、竹岡、萩生及び金谷	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		天羽
区第34号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市吾妻地先	木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝淵	個別漁業権	二枚貝垂下式養殖	1/1～12/31	港湾管理者が公益上必要と認める事業の施行に対しては、これを妨げてはならない。	新木更津市 (旧木更津)
区第15号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町大六地先	安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	鋸南町保田
区第16号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町竜島地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	鋸南町勝山

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁場の位置	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
区第17号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町勝山地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	鋸南町勝山
区第18号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	個別漁業権	魚類小割式養殖	1/1～12/31	なし	鋸南町勝山
区第19号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	個別漁業権	魚類小割式養殖	1/1～12/31	なし	鋸南町勝山
区第20号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町下佐久間及び岩井袋地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	鋸南町勝山
区第21号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	南房総市小浦地先	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖 こんぶはえ縄式養殖	10/1～翌4/30 10/1～翌6/30	なし	岩井富浦 (旧岩井)
区第22号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	南房総市小浦地先	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	団体漁業権	あわび垂下式養殖	1/1～12/31	なし	岩井富浦 (旧岩井)
区第23号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	南房総市富浦町多田良地先	南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町原岡及び富浦町多田良	個別漁業権	魚類小割式養殖	1/1～12/31	なし	岩井富浦 (旧富浦)
区第24号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	南房総市富浦町多田良地先	南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町原岡及び富浦町多田良	個別漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	岩井富浦 (旧富浦)
区第25号	第1種区画漁業	H25. 9. 1から R 5. 8. 31まで	南房総市富浦町多田良地先	南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町原岡及び富浦町多田良	個別漁業権	あわび垂下式養殖	1/1～12/31	なし	岩井富浦 (旧富浦)
区第26号	第1種区画漁業	H25. 9. 1から R 5. 8. 31まで	館山市船形地先	館山市船形、川名、那古、正木、八幡、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼、宮城、笠名及び大賀	団体漁業権	わかめはえなわ式養殖	10/1～翌4/30	なし	館山 (旧館山船形)
区第27号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	館山市相浜地先	館山市相浜	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	館山(旧相浜)
区第28号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	館山市相浜地先	館山市相浜	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	館山(旧相浜)
区第29号	第1種区画漁業	H25. 9. 1から R 5. 8. 31まで	鴨川市貝渚地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町	個別漁業権	わかめはえなわ式養殖	10/1～翌4/30	なし	鴨川市
区第30号	第2種区画漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	勝浦市吉尾地先	勝浦市鶴原及び吉尾	個別漁業権	魚介類築堤式養殖 ※存続期間：10年	1/1～12/31	なし	新勝浦市
区第31号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	勝浦市松部地先	勝浦市松部及び串浜	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖 こんぶはえ縄式養殖	10/1～翌4/30 10/1～翌6/30	なし	新勝浦市
区第32号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	勝浦市串浜地先	勝浦市松部及び串浜	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖 こんぶはえ縄式養殖	10/1～翌4/30 10/1～翌6/30	なし	新勝浦市
区第33号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	勝浦市松部地先	勝浦市松部及び串浜	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖 こんぶはえ縄式養殖	10/1～翌4/30 10/1～翌6/30	なし	新勝浦市

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁場の位置	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	条件	備考：現行の漁業権者 (漁業協同組合)
<u>新設</u> (区第A号)	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市江川地先	木更津市江川、岩根及び西 岩根	個別漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20	なし	新木更津市 (旧江川)
<u>新設</u> (区第B号)	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市牛込及び金 田東(旧牛込の区域 に限る。)地先	木更津市牛込及び金田東 (旧牛込の区域に限る。)	個別漁業権	かき養殖	1/1～12/31	なし	新木更津市 (旧牛込)
<u>新設</u> (区第C号)	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	富津市富津、川名及 び篠部地先	富津市大堀、青木、西川、 新井、富津、川名及び篠部	個別漁業権	かき養殖	1/1～12/31	なし	新富津
短区第1号	第1種区画漁業	R 5. 8. 20から R 6. 4. 30まで	市川市塩浜地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	市川市
短区第2号	第1種区画漁業	R 5. 8. 20から R 6. 4. 30まで	市川市塩浜地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	市川市
短区第3号	第1種区画漁業	R 5. 8. 20から R 6. 4. 30まで	市川市本行徳地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	市川市
短区第4号	第1種区画漁業	R 5. 8. 20から R 5. 12. 31まで	市川市本行徳地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～12/31	なし	市川市
短区第5号	第1種区画漁業	R 5. 8. 20から R 5. 12. 31まで	市川市高谷新町地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～12/31	なし	市川市
短区第6号	第1種区画漁業	R 5. 8. 20から R 5. 12. 31まで	市川市高谷新町地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～12/31	なし	市川市
短区第7号	第1種区画漁業	R 5. 8. 20から R 6. 4. 30まで	船橋市地先	船橋市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	船橋市
短区第8号	第1種区画漁業	R 5. 8. 20から R 6. 4. 30まで	船橋市地先	船橋市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	船橋市
短区第9号	第1種区画漁業	R 5. 8. 20から R 6. 4. 30まで	浦安市日の出及び明 海地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	市川市

※下線：今回変更する箇所、斜線：今回削除する箇所

(3) 定置漁業権

現行の 免許番号	漁業の種類	存続期間	漁場の位置	関係地区	漁業の名称	漁業の時期	条件	現行の漁業権者 (漁業協同組合等)
定第1号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	富津市金谷地先	富津市金谷、萩生、竹岡及び湊	あじ定置	1/1～12/31	ア、オ、カ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域においては、船舶航行上、垣網は水面下5メートル以上沈下させて設置しなければならない。	天羽
定第2号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	安房郡鋸南町吉浜地先	安房郡鋸南町大六、吉浜、大帷子、保田及び元名	あじ定置	1/1～12/31	なし	鋸南町保田
定第3号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	安房郡鋸南町竜島及び勝山地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	あじ定置	1/1～12/31	なし	鋸南町勝山
定第4号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	南房総市小浦地先	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	あじ定置	1/1～12/31	なし	岩井富浦 (旧岩井)
定第5号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	館山市浜田地先	館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸	ぶり定置	1/1～12/31	なし	西岬 〔未来生活イノベーション経済研究所(株)との共同経営〕
定第6号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	館山市波左間地先	館山市波左間	ぶり定置	1/1～12/31	なし	波左間
定第7号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	南房総市千倉町瀬戸地先	南房総市千倉町及び白子	あじ定置	1/1～12/31	なし	東安房 (旧房州ちくら)
定第8号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	南房総市千倉町白子地先	南房総市千倉町及び白子	ぶり定置	1/1～12/31	なし	東安房 (旧房州ちくら)
定第9号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	南房総市和田町和田地先	南房総市和田町	ぶり定置	1/1～12/31	なし	東安房 (旧和田町) 〔(株)庄司政吉商店との共同経営〕
定第10号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	鴨川市磯村地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、和泉、広場、西町、東町、打墨、滑谷、八色、花房、粟斗、坂東、押切、池田、京田、太田学、竹平、川代、太尾、来秀、大里、田原西、成川、北小町、南小町、上小原、下小原、主基西、大幡、北風原、寺門、横尾、細野、松尾寺、大川面、仲、宮山、吉尾西、吉尾平塚、奈良林、佐野、釜沼、金東、古畑、平塚、大山平塚、畑、西、東、東元浜荻飛地、上、仲町、代、二子、宮、太海、太海浜、太海西、天面、江見太夫崎、江見吉浦、西山、江見青木、東江見、西江見、江見内遠野、江見東真門、江見西真門及び江見外堀	ぶり定置	1/1～12/31	なし	鴨川市

定第11号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	鴨川市磯村地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、和泉、広場、西町、東町、打墨、滑谷、八色、花房、粟斗、坂東、押切、池田、京田、太田学、竹平、川代、太尾、来秀、大里、田原西、成川、北小町、南小町、上小原、下小原、主基西、大幡、北風原、寺門、横尾、細野、松尾寺、大川面、仲、宮山、吉尾西、吉尾平塚、奈良林、佐野、釜沼、金束、古畑、平塚、大山平塚、畑、西、東、東元浜茨飛地、上、仲町、代、二子、宮、太海、太海浜、太海西、天面、江見太夫崎、江見吉浦、西山、江見青木、東江見、西江見、江見内遠野、江見東真門、江見西真門及び江見外堀	ぶり定置	1/1~12/31	なし	鴨川市
-------	------	---	---------	---	------	-----------	----	-----

※下線：今回変更する箇所、/斜線：今回削除する箇所

※新設の漁業権（区第A～C号）を除く全ての漁業権は、漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権として設定

2 保全沿岸漁場に関する事項 設定なし